

久喜市電力の調達に係る環境配慮方針

平成30年3月19日市長決裁

変更 平成31年3月27日市長決裁

変更 令和2年2月5日市長決裁

変更 令和3年3月30日市長決裁

変更 令和4年3月31日市長決裁

変更 令和5年3月31日市長決裁

(目的)

第1条 この方針は、久喜市（以下「市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この指針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

2 加点項目

- (1) 環境マネジメントシステムの導入状況
 - (2) グリーン電力証書の市への譲渡予定量
 - (3) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (入札参加資格)

第5条 前条で定める評価項目について、別表の久喜市環境に配慮した電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）により算定した評価点の合計が70点以上である電気事業者が、入札参加資格を有するものとする。

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目について、別表の評価基準により算定し、その評価点等を久喜市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式第1号）に記載し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、電気事業者から提出された様式第1号の内容を確認し、その評価結果を久喜市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（様式第2号）により電気事業者へ通知する。

(事務処理)

第7条 この方針に係る事務処理は、環境課において行う。

(その他)

第8条 この方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日市長決裁）

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月5日市長決裁）

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日市長決裁）

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日市長決裁）

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日市長決裁）

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

久喜市環境に配慮した電力調達評価基準

基本項目	区分	評価点
令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
	令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上
0%超 0.675%未満		5

令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
加点項目	区分	評価点
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	5
	導入していない	0
グリーン電力証書の市への譲渡予定量（予定使用電気量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
名称
代表者名

久喜市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

久喜市環境に配慮した電力調達評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

環境評価項目

基本項目	数値等	評価点	添付書類
二酸化炭素排出係数（1kWh当たりの二酸化炭素排出係数）	kg - CO ₂ / kWh		
未利用エネルギーの活用状況	%		算定根拠を示す書類
再生可能エネルギーの導入状況	%		算定根拠を示す書類
加点項目	数値等	評価点	添付書類
環境マネジメントシステムの導入状況	<input type="checkbox"/> 導入している <input type="checkbox"/> 導入していない		登録証等の写し
グリーン電力証書の市への譲渡予定量	%		証書の写し
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<input type="checkbox"/> 取り組んでいる <input type="checkbox"/> 取り組んでいない		取組を示す書類
基本項目及び加点項目の合計			

※ 評価点が0点の項目について、添付書類の提出は不要とする。

問い合わせ先

部署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

様式第2号（第6条関係）

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



久喜市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった久喜市環境に配慮した電力調達契約評価項目
報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

備えている。

久喜市電力の調達に係る環境配慮方針第5条の入札参加資格の要件を

備えていない。

備考

1 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数

1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている調整後排出係数をいう。

2 未利用エネルギーの活用状況

算定方法 未利用エネルギーの活用状況（%）＝（1）÷（2）×100

（1） 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh））

（2） 令和3年度の供給電力量（需要端（kWh））

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む）。

ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

（1） 工場等の廃熱又は廃圧

（2） 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）」第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

（3） 高炉ガス又は副生ガス 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

（4） 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

（5） 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

なお、未利用エネルギーによる発電及び供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

3 再生可能エネルギーの導入状況

算定方法 再生可能エネルギーの導入状況（%）＝（①+②）÷③×100

（1） 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

（2） 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）

(3) 令和3年度の供給電力量(需要端(kWh))

※ ①～③には、他電気事業者への販売分は含まない。

再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

4 環境マネジメントシステムの導入状況

入札時における環境マネジメントシステムの導入状況で、評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」とする。

5 グリーン電力証書の市への譲渡予定量

グリーン電力証書の市への譲渡予定量とは、市の予定使用電力量に占める割合をいう。グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として評価することにより入札参加資格を得た電気事業者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を市に無償譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を市に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

なお、グリーン電力証書は、一般財団法人日本品質保証機構の認証に係るグリーン電力証書に限る。

6 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、需要家の省エネルギーの促進の観点から次に掲げる取組みを評価する。

(1) 電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)

(2) 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。